宮崎市告示　第 649 号

宮崎広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和６年 8 月 26 日

宮崎市長　清山　知憲

記

１　都市計画の種類及び名称

種類　宮崎広域都市計画　用途地域の変更

名称　熊野地区・宮崎港東埠頭地区

２　都市計画を変更する土地の区域

（変更する区域）

宮崎市　大字熊野字正蓮寺、港東三丁目の各一部

３　縦覧場所

宮崎市 都市整備部 都市計画課

掲示終了　令和６年９月 9 日